

## 宇都宮地方裁判所委員会（第15回）議事概要

（宇都宮地方裁判所委員会事務局）

1 日時 平成21年5月13日（水）13：30～15：00

2 場所 宇都宮地方裁判所所長室

3 出席者

（委員・50音順，敬称略）

板橋賢二，吉光寺ヒロ子，白井孝雄，代田郁保，田中徹歩，中山悦夫，西岡清一郎，野村明敏，宮川博行，渡部修三

※赤羽根久夫，柴恵子は欠席

（説明者）

労働審判制度について今泉秀和（宇都宮地方裁判所判事），裁判員制度について松尾芳幸（宇都宮地方裁判所裁判員調整官）

（庶務）

津田豊事務局長，森田正則事務局次長，高橋英明総務課長，大竹正彦総務課課長補佐

4 議事

(1) 新任委員の自己紹介

中山委員，野村委員及び渡部委員から，自己紹介があった。

(2) 裁判員制度施行直前状況の説明

松尾宇都宮地方裁判所裁判員調整官から，説明を行った。

(3) 労働審判制度について

労働審判に関するDVDの視聴及び今泉宇都宮地方裁判所判事からの制度説明を行った。

(4) 意見交換等（労働審判制度について）

- ・ 労働審判制度は，弁護士が代理しなければならない制度なのか，金銭の支払による解決が多いのか，地位の確認を求めることは難しいのか，この点を知りたい。（委員）
- ・ 制度上，弁護士が必要ということにはなっていない。本人からの申立てもある。（説明者）
- ・ 金銭の支払による解決は多い。本人の意思を重視しながら解決することがよいので，勤務先に戻る話を勧めることもあるが，金銭の支払による解決を望む当事者も多い。（説明者）
- ・ 労働審判制度を知ってもらいよい機会なので，いろいろな質問をしていただきたい。（委員長）
- ・ この制度が施行される前は，労使の紛争は民事調停で解決していたのか。（委員）
- ・ 調停，仮処分，訴訟で対応していたのではないのか。（説明者）
- ・ 審判員の選任手続は，どのようになっているのか。（委員）
- ・ 使用者側，労働者側から，それぞれ推薦してもらい，最高裁で任命している。（説明者）
- ・ 職場に労働組合があるか，正社員かどうか，こういったことも制度利用に影響があるかもしれないが，正社員とパートタイマーの比率が分かるか。（委員）

- ・ 労働組合があるところは、労働審判に持ち込まないのではないかと。正規、非正規の比率は半々くらいではないかと思う。(委員)
- ・ この制度は、労働局への相談が激増していることや民事裁判を行うと時間がかかるといわれるため、司法制度改革の中で前進したものである。労使の紛争の解決する制度はほかにもいろいろあり、労働局や県でも問題解決を図っている。(委員)
- ・ 労働組合があるところはよいが、個別の労働問題が増えているから、どういう形で審判員を選任するのか、幅広い分野から選任したほうがよいのではないかと。(委員)
- ・ 裁判所で労使問題を扱うのは難しい部分もあると思うので、労使問題に精通した者が入ることは重要である。審判員に選任される者は、研修を受けたりして勉強している。
- ・ 労使の対立の激しい時代を経験した裁判官としては、このような制度ができるとは思わなかったというのが率直なところである。労使の問題が話し合える時代になったのだと思う。(委員長)
- ・ 審判員が労使のどちら側なのか分からないくらいで、使用者側から選任された審判員が解雇事由に疑義を述べるなど、公平に審理を行っている。(説明者)
- ・ 労働組合は、この制度に賛成しているのか。(委員)
- ・ 制度を導入すべきという意見だった。労働審判制度は、ヨーロッパにもあり、日本に導入されたことを評価している。(委員)
- ・ 労使の問題は、労働審判制度などを利用して解決するしかないが、裁判所は、この制度による成果が上がっていると考えているのか。(委員)
- ・ 申立ての件数も増加しているし、結果も出ている。行政との連携も適切に行われていると考えている。件数は、全国統計でも増加している。(説明者)
- ・ 弁護士への相談も増加している状況である。簡易な事案であれば労働局の斡旋で六、七割は解決していると思う。労働委員会の利用は少ないと思う。また、非正規社員の事案が多く、解決は早い。(委員)
- ・ 労働局の取り扱う案件が年間1万件程度である。(委員)
- ・ 権利の実現ということからすると、弁護士が関与することが重要であるが、費用がかかるという問題がある。援助を受けられるシステムを作っていくことが大事なことはないか。組織労働者であれば費用の点はよいかもしれないが、弁護士がいないと、主張などの整理が難しいだろう。(委員)
- ・ 賃金の請求が多いと思っていたが、申立ての内容で多いのは何か。(委員)
- ・ 地位確認である。(説明者)
- ・ 解雇事案が多いだろう。(委員)
- ・ 弁護士のところにも、相談が多いのではないかと。(委員長)
- ・ 紛争解決のための手続の振り分けが難しい。労働審判は新しい制度なので認知度が低い。弁護士のところに相談に来ないと紹介できないのではないかと。(委員)
- ・ この制度は知らなかった。件数が少ないイメージがある。労働者の多くは、この制度を知らないのではないかと。裁判所としては、利用が増えるようにキャンペーンなどを行っていく必要があると思う。(委員)
- ・ 周知不足の点はあるかもしれない。また、手続の選択の問題もあって、行政手続との使い分けが行われているかもしれない。(説明者)

- ・ 裁判員制度施行直前ということで裁判員調整官から説明があったが、こちらについて何か意見等はあるか。(委員長)
- ・ 数年前、検察審査員に選任されたことがあるが、選任手続が似ているという印象である。そのときは、審査を2件担当したが、負担は少なかった。裁判員は、心の準備が必要と感じている。(委員)
- ・ 次回のテーマは、委員の要望なども参考に決めたいので、提案していただきたい。次回期日は、11月中下旬に設定したい。(委員長)

以 上